

# 王寺町下水道事業 経営戦略

計画期間：令和 3 年度～令和 12 年度

令和 3 年 3 月



王寺町

## 目次

<b>1. 事業概要</b> .....	<b>1</b>
(1)事業の現況 .....	1
(2)民間活力の活用等 .....	6
(3)経営比較分析表を活用した現状分析 .....	6
<b>2. 将来の事業環境</b> .....	<b>8</b>
(1)処理区域内人口の予測 .....	8
(2)有収水量の予測 .....	11
(2)使用料収入の見通し.....	13
(4)施設の見通し.....	14
(5)組織の見通し.....	14
<b>3. 経営の基本方針</b> .....	<b>15</b>
<b>4. 投資・財政計画(収支計画)</b> .....	<b>16</b>
(1)投資・財政計画(収支計画) .....	16
(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明 .....	20
(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 .....	24
<b>5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項</b> .....	<b>26</b>
(1)経営戦略の事後検証、更新等に関する方針 .....	26
(2)モニタリング及びローリングの具体的手法(PDCA サイクルの活用) .....	26

# 1. 事業概要

## (1)事業の現況

### ①施 設

本町の公共下水道は、供用開始当初から広域的に事業を行っており、処理場を保有せずに県の流域下水道(大和川上流・宇陀川流域下水道(第2処理区))に汚水を排除しています。

自然環境を保全し、住民が衛生的で快適かつ安全な生活を送れるようにすることを事業の目的として、昭和55年に建設事業を開始し、県の流域下水道整備の進捗に合わせて町内の下水道管路などの整備を進め、平成5年3月に供用を開始しました。

(図表 1-1) 施設の概要

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成5年3月15日 (供用開始後28年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分	非適用 (令和5年4月1日に法適用予定)
処理区域内 人口密度	69.1人/ha	流域下水道等 への接続の有無	有
処理区数	1		
処理場数	無		
広域化・共同化・最適化実施状況※	県の流域下水道(大和川上流・宇陀川流域下水道(第2処理区))に接続済み【広域化】		

(令和2年3月31日現在)

※「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

大和川上流・宇陀川流域下水道（第2処理区）は、本町および大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、上牧町、広陵町、河合町の5市5町1村を処理区域としています。

計画処理面積は約15,500ヘクタール、計画処理人口は約37.4万人で、広陵町萱野にある第二浄化センターで汚水処理を行っています。



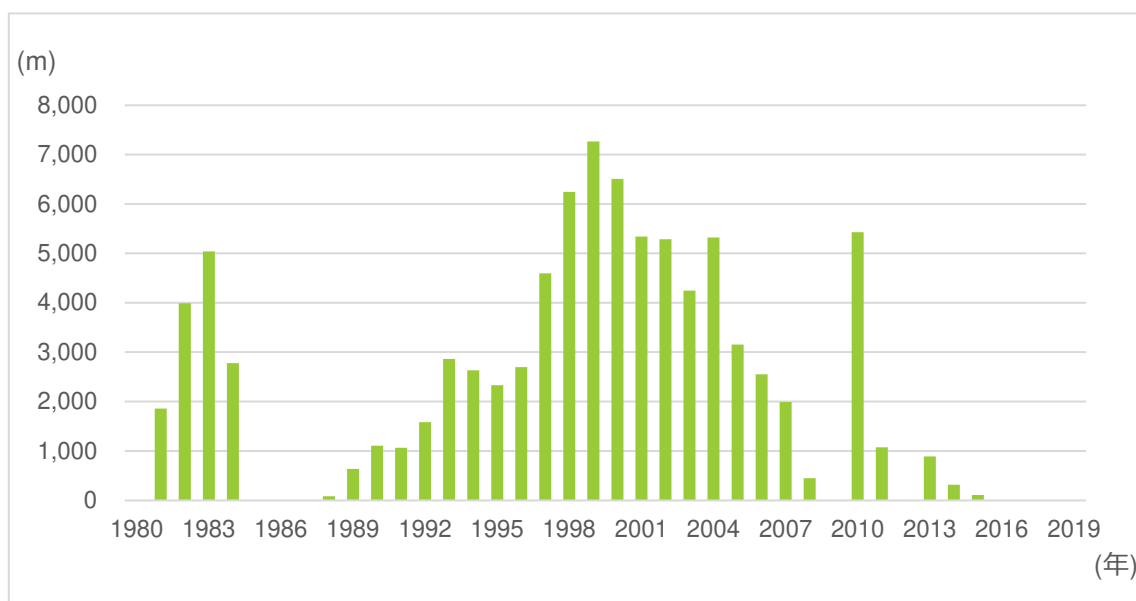
《第二浄化センター》

出典：奈良県ホームページ

本町下水道事業では、令和元年度末現在、総延長約95kmの污水管、5kmの雨水管、2か所の雨水貯留池（久度第1雨水貯留池、久度第2雨水貯留池）、および2か所のポンプ場（本町総合ポンプ場、久度雨水ポンプ場）を所管しています。

管渠の建設年度別管路延長は（図表1-2）に示すとおりです。現在のところ、老朽化により道路を陥没させる危険性が高いとされている50年以上を経過した管渠はありませんが、令和12年には、建設初期に布設した管渠が布設から50年を迎え、以降は老朽管渠の増加が予想されるため、計画的に調査を進め、老朽化対策や更新を実施する必要があります。

（図表1-2）建設年度別の下水道管路延長



本町総合ポンプ場および久度雨水ポンプ場については、電気設備及び機械設備の一部が耐用年数を経過していたため、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて電気設備更新工事を実施しました。

久度第 1 雨水貯留池及び久度第 2 雨水貯留池については、建設年からの経過年数が浅く、特筆すべき課題等はありません。定期点検等で施設の健全度を把握し、計画的な改修を行うことにより、予防保全に努めます。

(図表 1-3) 下水道施設の位置と概要



施設名	建設年	建物構造	延べ床面積 (㎡)	築年数 (R2 年時点)	耐震基準
本町総合ポンプ場	昭和 63 年	RC	560	32	適合
久度雨水ポンプ場	平成元年	RC	322	31	適合
久度第 1 雨水貯留池	平成 11 年	RC	600	20	適合
久度第 2 雨水貯留池	平成 21 年	RC	9,270	10	適合

## ②使用料

### ※ 現行の使用料

本町の下水道使用料は(図表 1-4)に示すとおり、王寺町下水道条例(平成 3 年 10 月 21 日 条例第 26 号)に定めています。直近の料金改定(※消費税のみの改定は含まない)は、平成 27 年 4 月 1 日に行い、全体の改定率は 13.0%でした(料金の引き上げを実施)。

(図表 1-4) 王寺町下水道料金表

(税抜き)

	汚水量 m <sup>3</sup>	使用料金額 円
一般排水	1 から 300 まで	(1 m <sup>3</sup> につき) 130 円
中間排水	301 から 750 まで	(1 m <sup>3</sup> につき) 170 円
特定排水	751 以上	(1 m <sup>3</sup> につき) 200 円
公衆浴場排水	(1 m <sup>3</sup> につき)	一般排水 1/2 65 円

※ 「一般排水」とは、公共下水道に排除される汚水のうち、中間排水および特定排水以外のものをいう。

※ 「中間排水」とは、工場その他の事務所(公衆浴場および町長が認める公共または公益(収益事業を行う部門を除く)関係の業種を除く。特定排水も同様)から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が 1 月 300 m<sup>3</sup>を超え、750 m<sup>3</sup>以下の部分をいう。

※ 「特定排水」とは、工場その他の事務所から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が 1 月 750 m<sup>3</sup>を超える部分をいう。

### ※ 使用料体系の概要・考え方

本町の使用料体系は、従量使用料制を採用しています。

近隣自治体の使用料水準を勘案しつつ、独立採算の観点から、使用者が負担すべき経費を使用料収入で賄うという基本原則に則って、全体の使用料収入を決定するとともに、一般排水を最も低廉な価額とすることにより、家計にも配慮した使用料体系としています。今後、事業を取り巻く周辺状況を総合的に勘案しつつ、必要に応じ、随時コスト等に見合った適正な料金水準の検討を行います。

(参考) 条例上の使用料と実質的な使用料

(税込み)

条例上の使用料 (20 m <sup>3</sup> あたり)	平成 29 年度	2,800 円	実質的な使用料 (20 m <sup>3</sup> あたり)	平成 29 年度	2,887 円
	平成 30 年度	2,800 円		平成 30 年度	2,895 円
	令和元年度	2,860 円		令和元年度	2,917 円

※ 条例上の使用料とは、一般家庭における 20 m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

※ 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

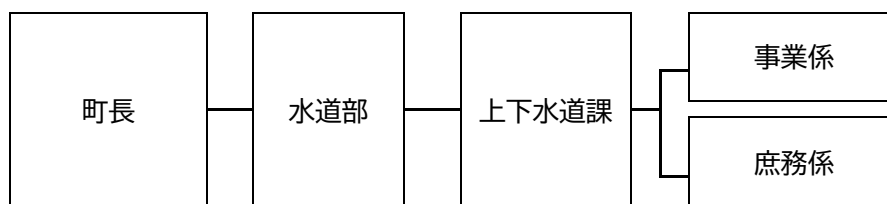
### ③組織

本町の下水道事業に係る事務は、水道部上下水道課が担っています。

下水道事業は一般会計に属しており、町長の下に水道部を設置して、下水道に関する事務分掌を行っています。

組織体制、水道部職員の職階及び人数は(図表 1-5)(図表 1-6)に示すとおりです。

(図表 1-5) 組織体制



(図表 1-6) 水道部職員の内訳

職階	人数(人)	事務分掌
部長	1	
課長	1	
係長	2	事業に関すること：1人 庶務に関すること：1人
主任	2	事業に関すること：1人 庶務に関すること：1人
主事	1	庶務に関すること：1人
主事補	1	事業に関すること：1人
(合計)	8	

(令和 3 年 1 月 1 日現在)。

## (2)民間活力の活用等

### ※ 民間活用の状況

#### (ア) 民間委託(包括的民間委託を含む)

ポンプ場施設や雨水貯留池、マンホールポンプなど、下水道施設の保守点検を委託しています。

#### (イ) 指定管理者制度

指定管理者制度は採用していません。

#### (ウ) PPP・PFI

PPP・PFI等は導入していません。

### ※ 資産活用の状況

#### (ア) エネルギー利用(下水熱・下水汚泥・発電等)

該当事項はありません。

#### (イ) 土地・施設等利用(未利用土地・施設の活用等)

活用すべき未利用土地や施設等はありません。

## (3)経営比較分析表を活用した現状分析

令和元年度の経営比較分析表は別紙のとおりです(別紙1)。

### ■経営の健全性・効率性について

平成27年4月に下水道使用料の引き上げを行ったことや、宅地開発による人口増加により、収益的収支比率および経費回収率は改善しました。しかし、依然として経費回収率は100%を下回っており、使用料収入で汚水処理費が賄えていない状況が続いていますが、基準外繰入金が比較的少なく、汚水処理原価が減少傾向にあることから、収益性は徐々に改善していると考えられます。地方債の償還が順調に行われているため、企業債残高対事業規模比率については逡減しており、財務的健全性も改善傾向にあります。また、未接続世帯に対しては個別訪問による啓発活動を行ったことにより水洗化率は95%を超え、類似団体平均と比較しても良好な水準です。



## ■老朽化の状況について

本町下水道事業は、平成5年に供用を開始したため、管渠はまだ耐用年数(法定耐用年数は50年)を経過しておらず、管渠改善率は0%です。2か所のポンプ場については老朽化した電気設備の更新を行いました。また、2か所の雨水貯留池については現状では修繕や更新が必要な状態ではありません。しかし、今後確実に老朽化は進んでいきますので、ストックマネジメント計画を策定し、中長期的な視点で戦略的に維持管理し、更新時期を検討する必要があります。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

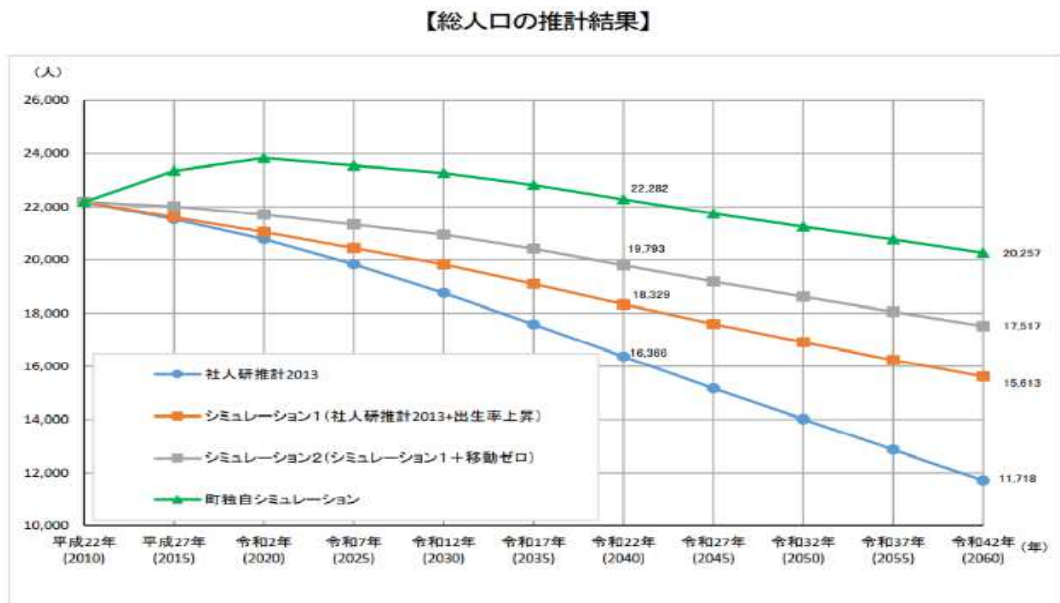
#### ※ 将来人口推計について

国勢調査における王寺町の総人口は、大正 9(1920)年から継続して増加し、平成 7(1995)年に最も多い 24,574 人に達しました。それ以降は、平成 22 年まで減少が続いていましたが、大規模な宅地の開発等により増加に転じ、平成 27(2015)年には 23,025 人まで増加しました。平成 27(2015)年の国勢調査結果を反映した国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研)の推計(平成 30(2018)年推計)では、今後、令和 2(2020)年まで人口が増加すると予想されますが、その後は減少を続け、令和 27(2045)年には 17,353 人(人口ピークである平成 7(1995)年から約 30%減少)になるものと推計されています。

本町では平成 28 年 3 月に「王寺町総合戦略」を策定し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望として「王寺町人口ビジョン」(以下、人口ビジョン)を示しました。その後、令和 2 年 2 月に「第 2 期王寺町総合戦略」を策定し、王寺町人口ビジョンの見直しを行いました。

人口ビジョンにおける将来人口推計は、シミュレーション 1、シミュレーション 2 および王寺町独自シミュレーションの 3 パターンを実施しました(図表 2-1)が、自然増減と社会増減の両面から取り組みを進め、合計特殊出生率の向上と転出抑制、転入促進を図ることにより、2060 年の目標人口を 20,000 人と設定しています。

(図表 2-1) 王寺町の将来人口推計



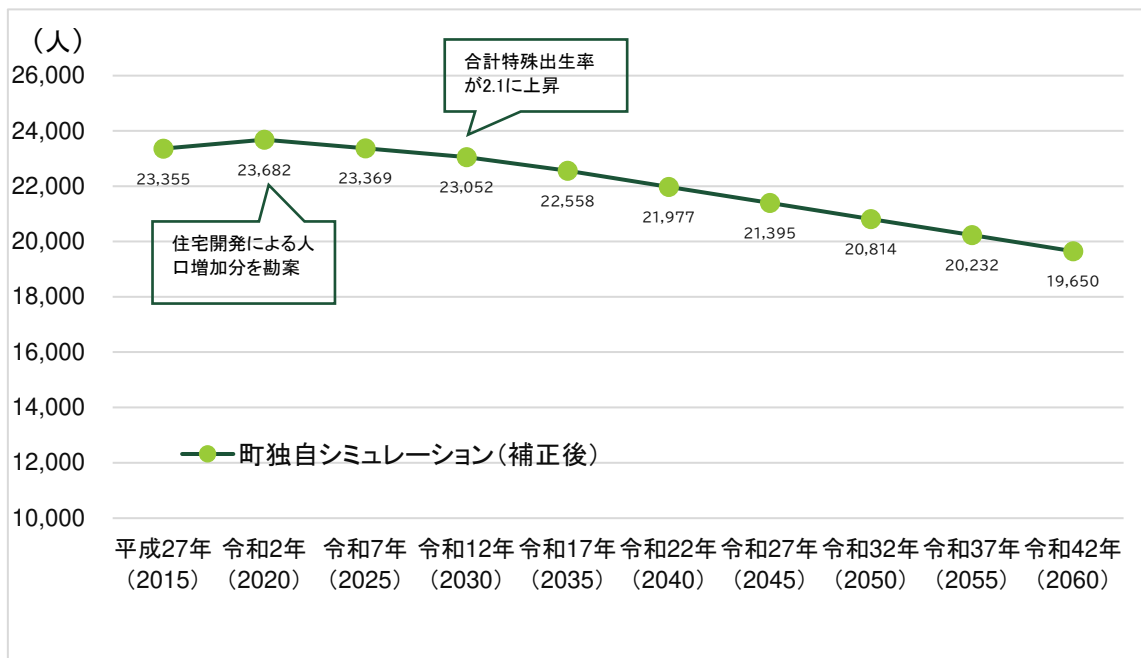
出典: 第 2 期王寺町総合戦略(令和 2 年 2 月)

(参考) 各推計の仮定

推計方式	出生・死亡に関する仮定	移動に関する仮定
社人研推計 2013	平成 17 (2005) ~平成 22 (2010) 年の人口動向を勘案し、将来人口を推計	平成 17 (2005) ~平成 22 (2010) 年の全国の移動総数が平成 27 (2015) ~令和 2 (2020) 年までに定率で 0.5 倍に縮小し、その後はその値で推移すると仮定
シミュレーション 1	合計特殊出生率が令和 12 (2030) 年までに人口置換水準 (2.1) まで上昇すると仮定	同上
シミュレーション 2	同上	移動 (純移動率) がゼロ (均衡) で推移すると仮定
町独自シミュレーション	同上	宅地開発 (南元町) による人口増加分を加味

以上を踏まえ、本戦略においては、人口ビジョンの町独自シミュレーションに基づいて、処理区域内人口の予測を行います。ただし、人口ビジョンにおける町独自シミュレーションの将来人口推計は平成 27 年度までの実績値を基に推計した数値であるため、本戦略を策定するにあたり、令和元年度奈良県人口推計による補正を加えたものを将来人口として用いることとしました。(図表 2-2)

(図表 2-2) 町独自シミュレーション (補正後)



## ※ 処理区域内人口予測について

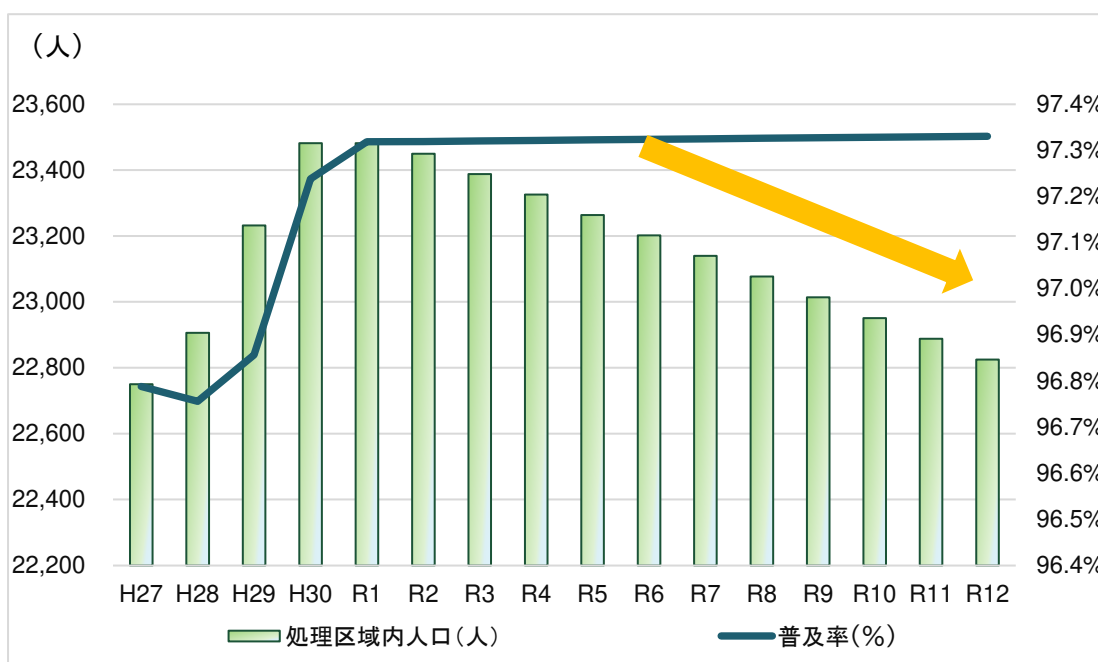
処理区域人口は、町人口の変動と人口普及率の増加に影響を受けます。

本町の処理区域内人口は、町人口が減少する一方で、拡張工事による供用開始区域の拡大によって増加することが想定されます。ただし、未供用区域については、今後、市街化調整区域における商業施設や事業所の進出等の都市的な土地利用を見据え、地域整備部と協議しながら下水道供用開始区域の拡大を検討していくこととしています。このため、本経営戦略では処理区域内人口の予測に際し、供用開始区域の拡大は収支計画に反映せず、人口普及率を令和元年度末時点の 97.3% で据え置くこととし、町人口の推移のみにより処理区域内人口も推移するものと仮定します。

$$\text{処理区域内人口} \cdots \text{令和元年度実績値} \times \text{将来人口予測増減率}$$

本町の処理区域内人口は、南元町地区の住宅開発による人口増加により増加傾向にあったものの、令和元年度以降は人口減少の影響を受けて減少に転じ、以降も漸減していく見込みです。令和元年度末現在 23,482 人の処理区域内人口は、令和 12 年度までに約 3% 減少し、22,825 人となる見通しとなりました。(図表 2-3)

(図表 2-2) 処理区域内人口の推計



## (2)有収水量の予測

有収水量の予測は、次の方法により算定しました。

■ 予測方法

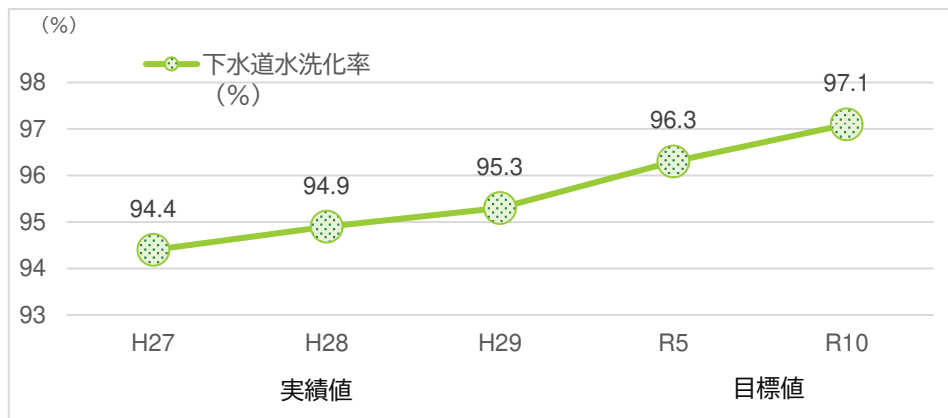
有収水量 = 1人1日使用水量 × 日数 × 水洗化人口

※1人1日使用水量…直近5年間(平成27年度～令和元年度)の実績平均値

※水洗化人口 = 処理区域内人口 × 水洗化率

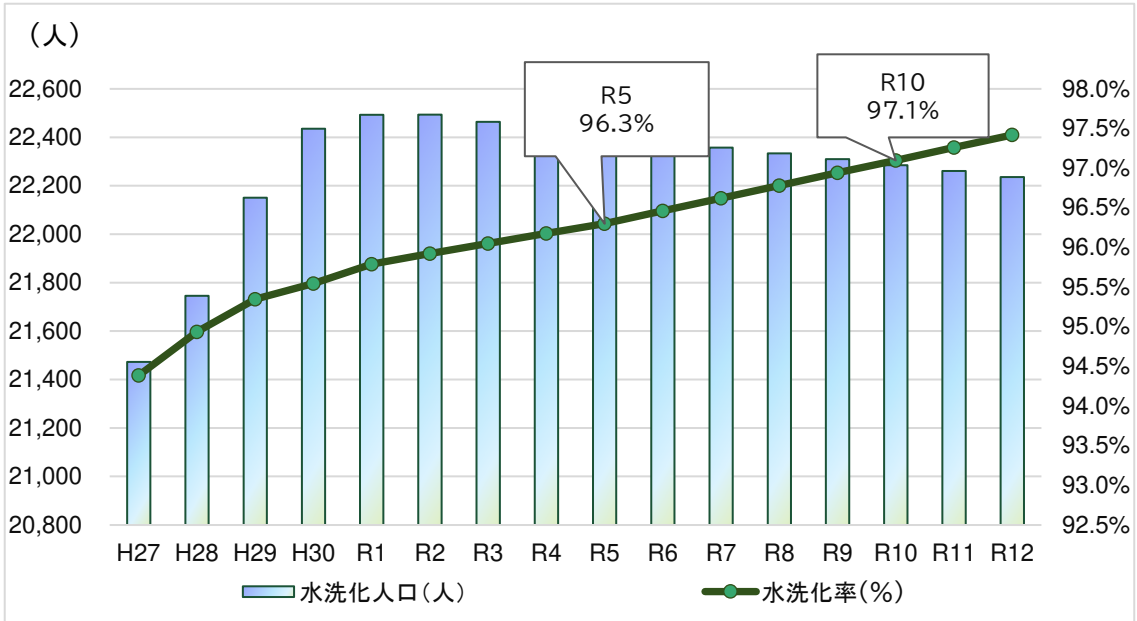
水洗化率は令和2年3月31日現在95.8%となっており、本経営戦略の上位計画である「王寺町総合計画(2019年度～2028年度) 令和元年3月」において、今後水洗化率向上のための啓発等に取り組むことにより、令和5年度で96.3%、令和10年度で97.1%を達成することを目標としています。(図表2-4)

(図表2-4) 水洗化率の目標



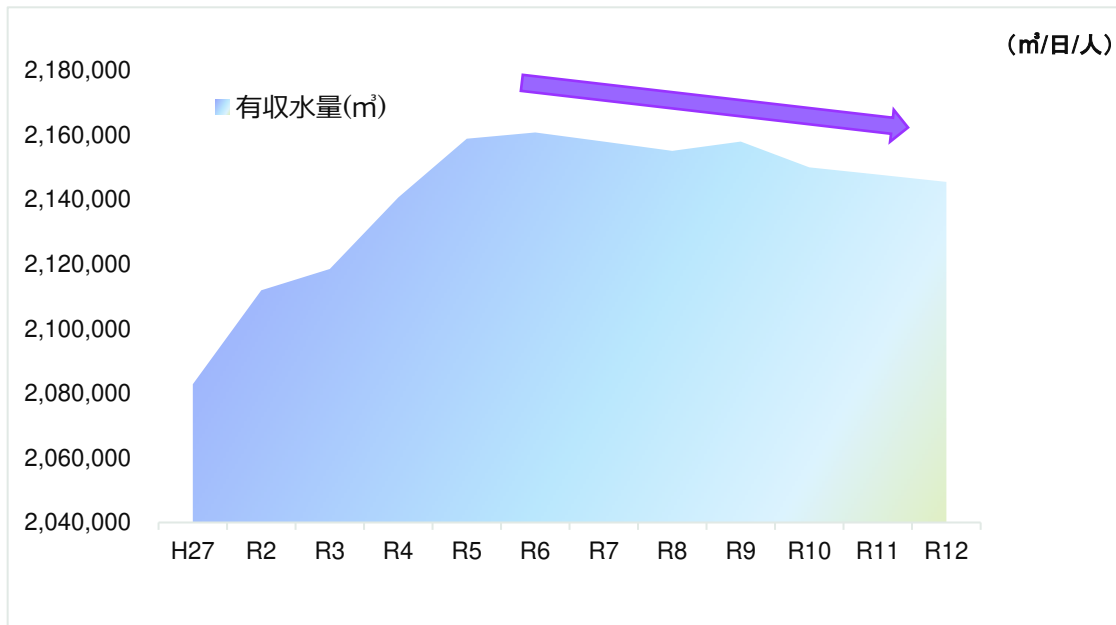
本経営戦略では、これらの目標が達成されるものと仮定して水洗化人口の予測を行っています。本町の水洗化人口は、水洗化率の向上が図られるものの、町人口の減少の影響を大きく受けて徐々に減少していく見通しとなりました。(図表2-5)

(図表 2-5) 水洗化率と水洗化人口の予測



有収水量は水洗化人口減少の影響を受けて減少していく見通しとなりました。(図表 2-6)

(図表 2-6) 有収水量の予測



## (2)使用料収入の見通し

本戦略の策定時点において、料金改定の実施予定はないため、現行の料金体系を維持することを前提とし、使用料収入は次のとおり算定しました。

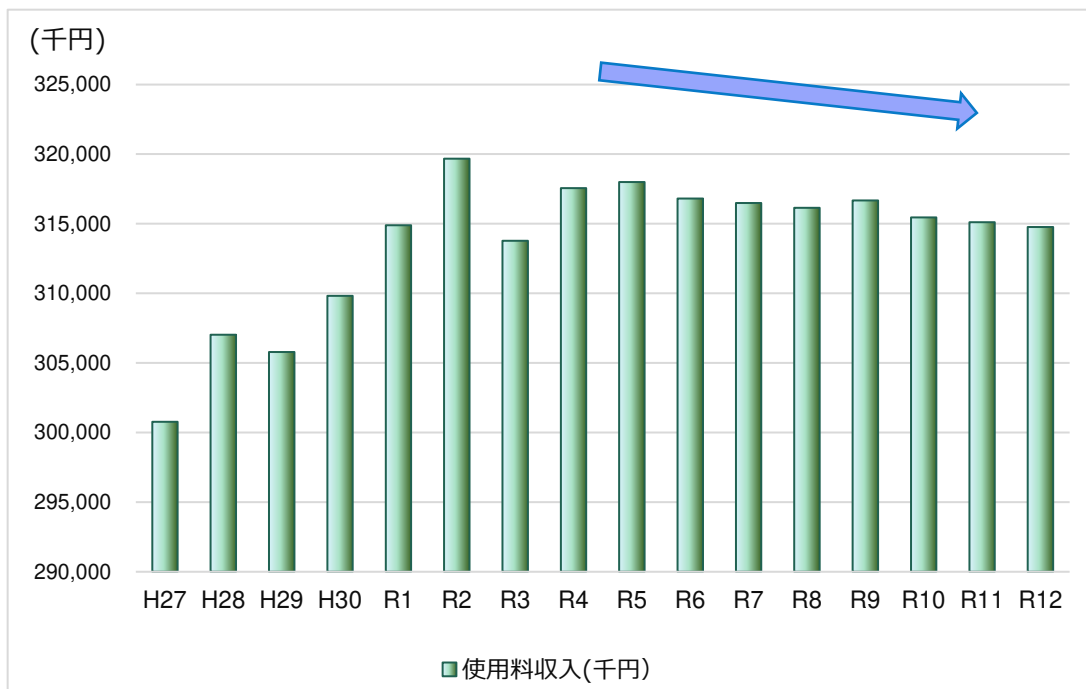
■ 予測方法

$$\text{使用料収入} = \text{使用料単価(円)} \times \text{年間有収水量(m}^3\text{)}$$

※使用料単価…直近5年間(平成27年度～令和元年度)の実績平均値

使用料収入も、南元町地区の住宅開発による人口増加の影響により増加傾向にあったものの、令和3年度以降は町全体の人口減少の影響を受けて減少していく見通しとなりました。(図表2-7)

(図表2-7) 使用料収入の見通し



## (4)施設の見通し

本町下水道事業の施設の現状は「1. 事業概要 (1)事業の現況 ①施設」に示したとおりであり、現時点では施設の老朽化は経営上の重大な課題とはなっていません。しかし、老朽化は確実に進んで行くことから、定期的な点検による劣化状況等の把握・評価や予防的修繕等の実施による長寿命化と機能の保持に努めると同時に、今後の更新の実施に備え、「王寺町下水道ストックマネジメント」の策定を通じて適時・適切な更新計画を検討していきます。

## (5)組織の見通し

下水道事業はこれまで、8名の職員で下水道の事業に関することおよび庶務に関することを担っています。現時点で職員の増員や削減の予定はなく、当面、現行の体制・現状の職員数で引き続き効率的に業務を推進していく予定ですが、令和5年4月1日からの地方公営企業法の適用(以下、法適用)に向けて準備に着手しており、増加が見込まれる業務量の状況を勘案し、適正な人員数の検討を行う必要があります。



### 3. 経営の基本方針

「王寺町総合計画(2019年度～2028年度) 令和元年3月」において、『快適で暮らしやすいまちづくり』をまちづくり目標に掲げ、都市基盤の充実のために上下水道については、『上下水道の更なる整備によって生活環境が整ったまち』を目指す姿としています。本戦略においても、この方針を基本として、将来にわたって安定的に下水道サービスを提供していくため、持続可能な下水道事業の運営に向けて次のことに取り組みます。

#### ① 水洗化率向上のための啓発活動

…広報誌や町公式サイト等を通じた水洗化に関する啓発のほか、下水道への未接続者に対する個別訪問を引き続き実施します。

#### ② 下水道施設の計画的な維持管理、更新

…「王寺町下水道ストックマネジメント計画」を策定し、ポンプ場における老朽化した汚水及び雨水機械設備や汚水管路の更新等、計画的に設備の維持管理、更新を実施します。

#### ③ 下水道供用開始区域の拡大

…市街化調整区域における商業施設や事務所の進出等の都市的な土地利用を見据え、下水道供用開始区域の拡大を検討します。

#### ④ 下水道使用料の見直し

…処理原価と使用料単価のバランスと、「王寺町下水道ストックマネジメント計画」に基づいた今後の維持管理及び更新に必要な費用を考慮し、水道料金の見直しに合わせて下水道使用料の見直しを検討します。また、適正な下水道使用料算定の根拠となる財務状況を適切に把握するため、地方公営企業法の適用を早期に進めます。

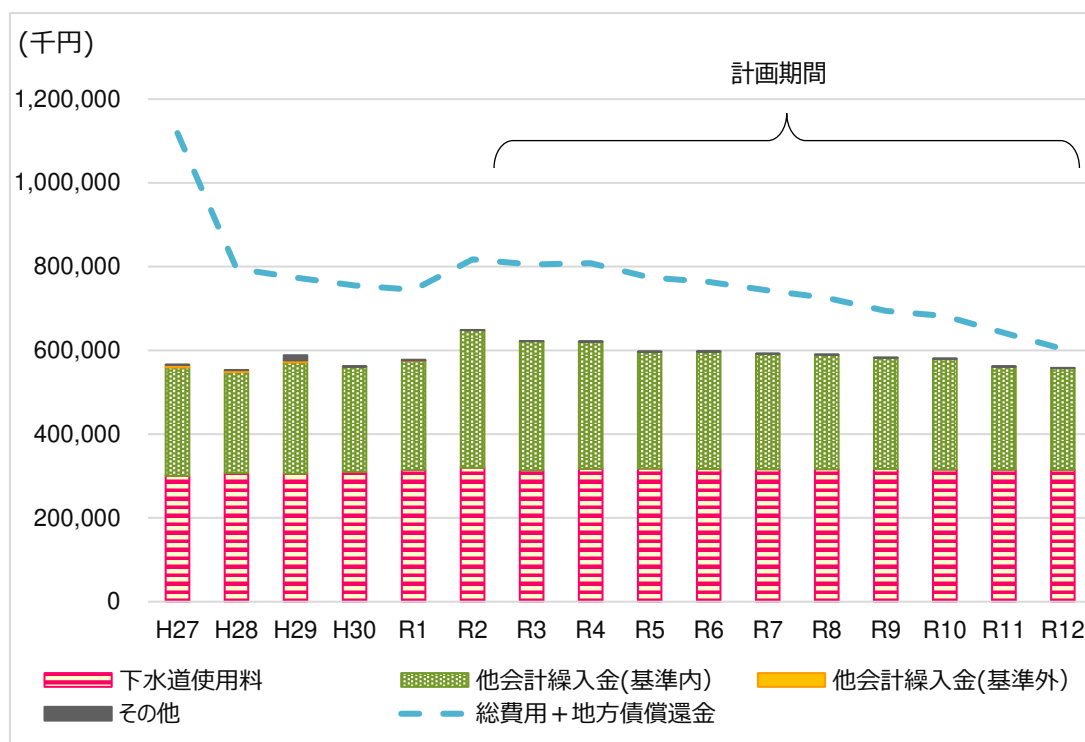
## 4. 投資・財政計画(収支計画)

### (1)投資・財政計画(収支計画)

投資・財政計画(収支計画)を別紙2に示します。

総収益は、主に下水道使用料と他会計繰入金で構成されています。町全体の人口が減少する影響により、料金収入は徐々に減少していく見通しです。また、過年度に発行した地方債の償還が進むことにより地方債利息が減少していくことから利息に充てる他会計繰入金も減少していく見通しです。(図表 4-1)

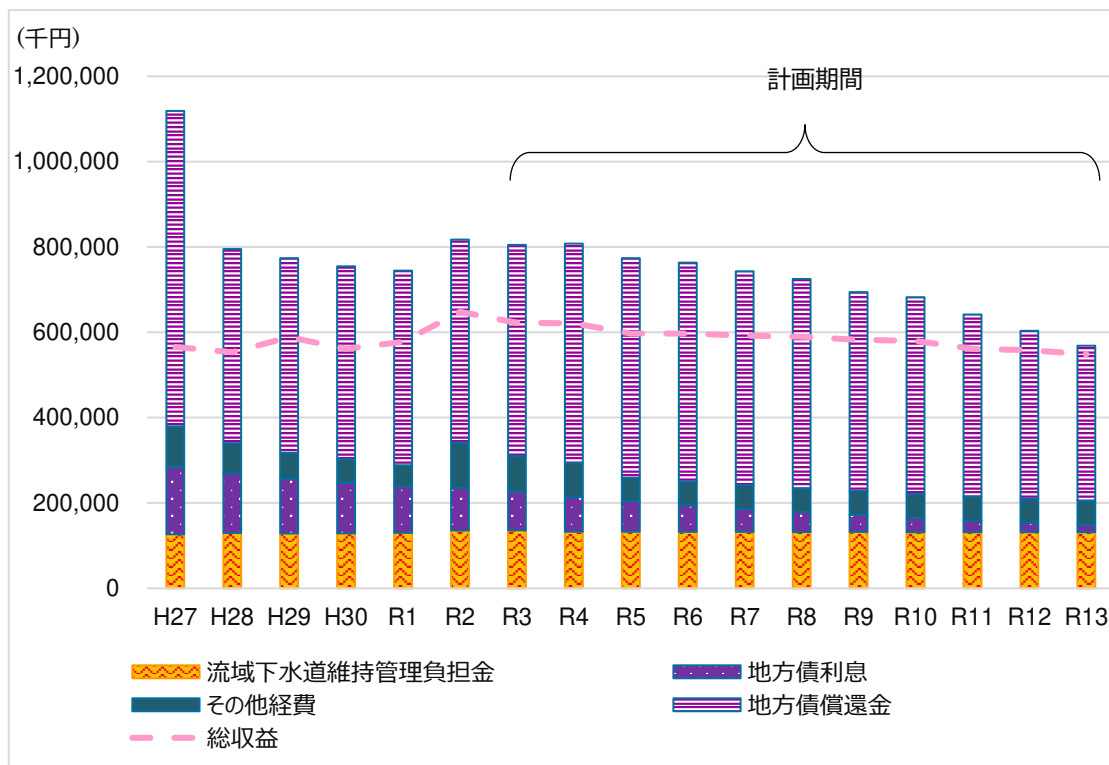
(図表 4-1) 収益的収入(総収益)の内訳・推移



総費用は、主に流域下水道維持管理負担金、地方債利息、その他経費で構成されています。

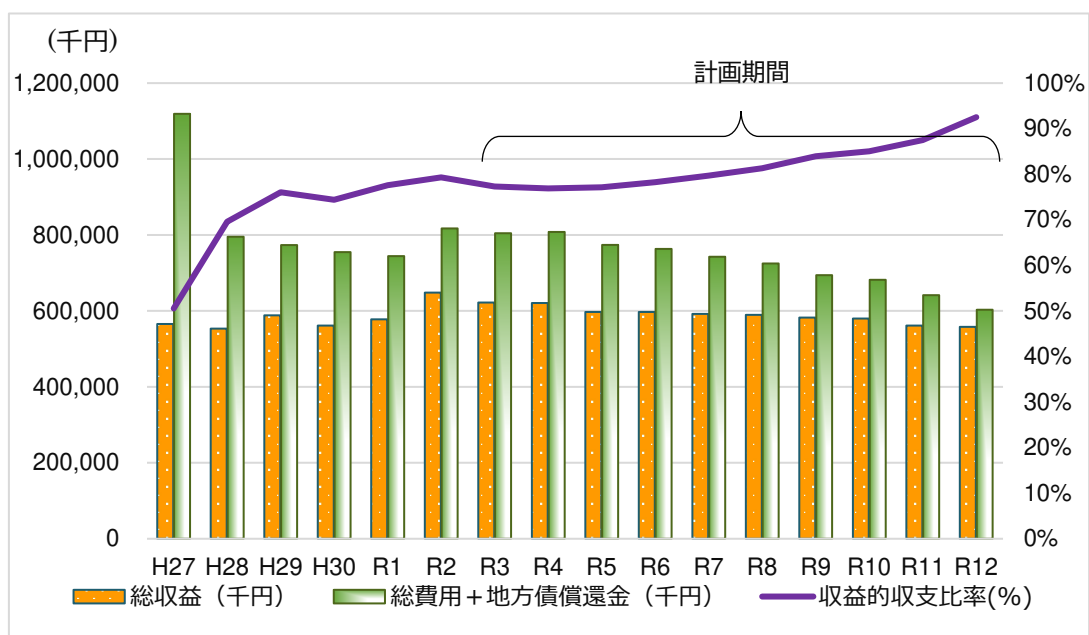
町人口減少により汚水処理量が減少していく見通しであるため、流域下水道維持管理負担金は漸減していくものと見込んでいますが、その他諸経費については物価上昇の影響を見込んでいるため漸増してく予想です。また、地方債の償還が進むことにより、地方債利息及び地方債償還金が大幅に減少していく見通しです。(図表 4-2)

(図表 4-2) 収益的支出(総費用)及び地方債償還金の内訳・推移



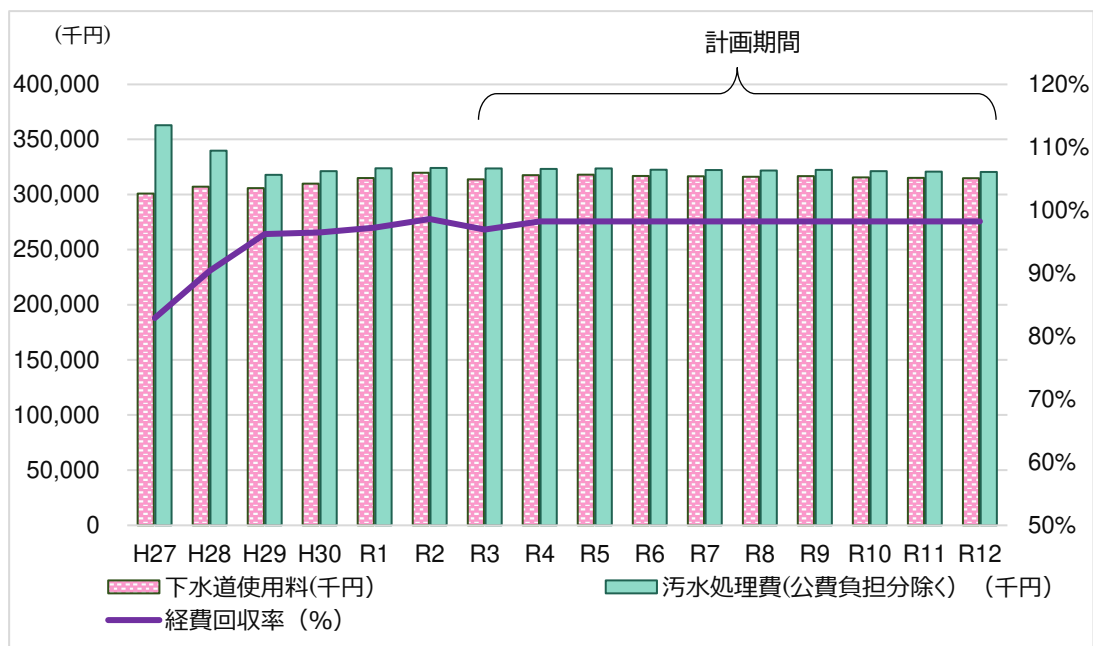
総収益の額を総費用に地方債償還金を加えた額で除することにより収益的収支比率を算定します。収益的収支比率は、総収入が減少傾向にあるものの、企業債元利償還金がそれ以上に減少する見込みとなるため、上昇する見通しとなりました。(図表 4-3)

(図表 4-3) 収益的収支比率の推移



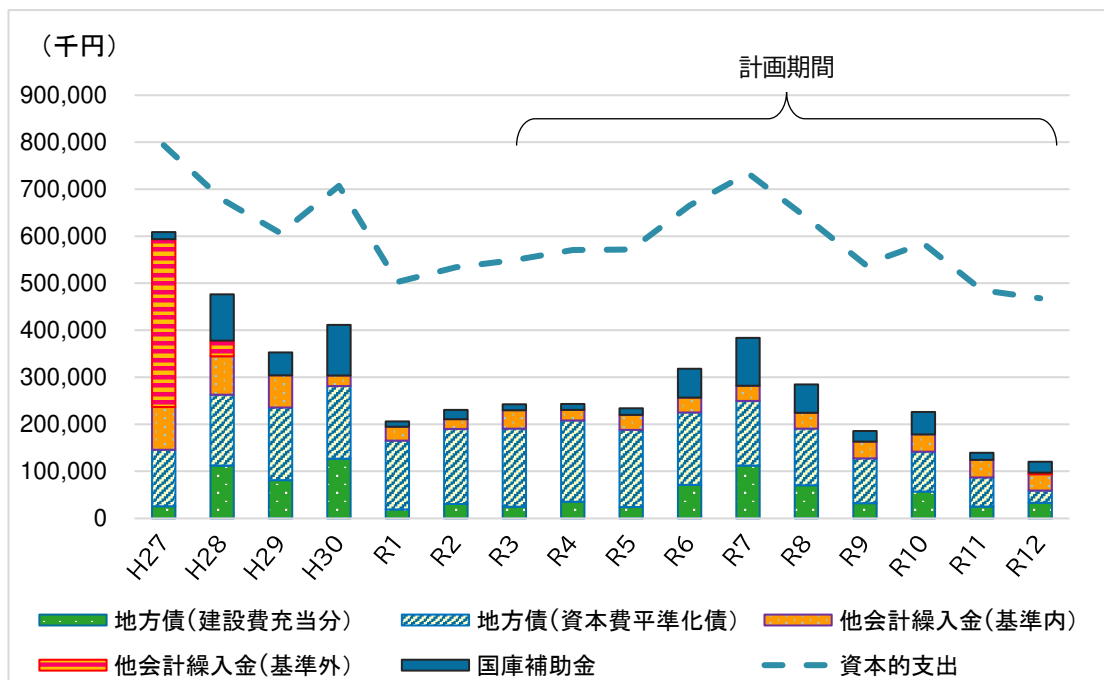
現状は、経費回収率が 100%を下回っており、汚水処理にかかる経費を使用料で賄えていない状態が続いていますが、今後、地方債の元利償還金による負担が減る見込みであるため、経費回収率は上昇し、100%に近づく見込みです。ただし、この予測は現金主義会計に基づく下水道使用料及び汚水処理費により算定したものであるため、法適用後に発生主義会計に基づく下水道使用料及び汚水処理費を算定し、判断する必要があります。(図表 4-4)

(図表 4-4) 経費回収率の推移



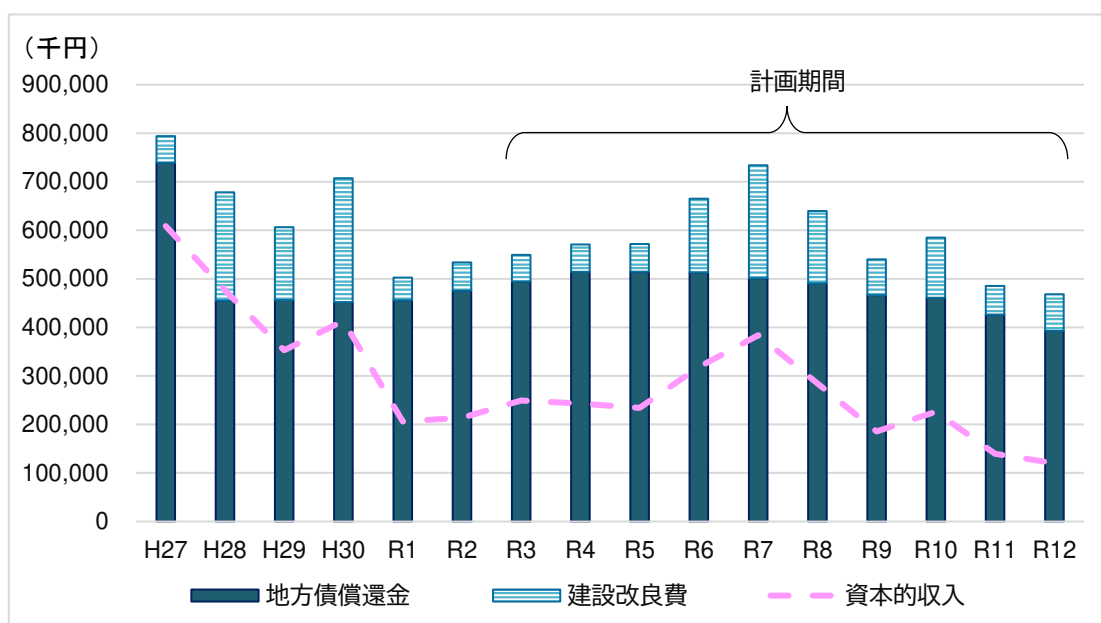
資本的収入は、地方債、他会計繰入金及び国庫補助金を見込んでおり、地方債(建設費充当分)と国庫補助金は建設改良費に充て、地方債(資本費平準化債)と他会計繰入金は地方債の償還に充てる計画です。(図表 4-5)

(図表 4-5) 資本的収入の内訳・推移



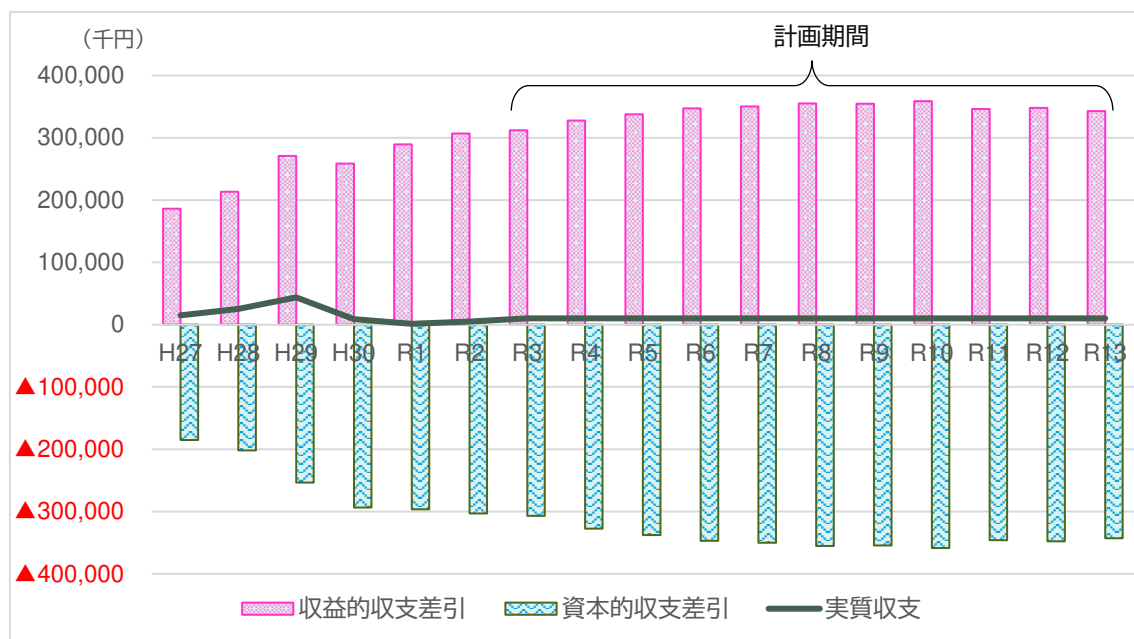
資本的支出は、建設改良費と企業債償還金です。過年度に発行した企業債の償還が進む一方で新規発行を抑制したため、企業債償還金は徐々に減少していく見込みですが、建設改良費は各年度の事業実施予定により増減します。計画期間において、資本的支出は令和 7 年度が最も多く、以降は減少していく見通しです。(図表 4-6)

(図表 4-6) 資本的支出の内訳・推移



資本的収支の赤字を収益的収支の黒字が上回るため、実質収支は黒字で推移する見込みです。(図表 4-7)

(図表 4-7) 実質収支の推移



## (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

#### ◇ 投資の考え方

本町下水道事業は、供用開始後 28 年が経過したところであり、管渠については老朽化には至っていません。また、ポンプ場の電気設備及び機械設備については、耐用年数を経過したものについて更新工事を済ませており、今後は機械設備の更新を行う予定です。

また、予防的保全の観点から定期的な点検と随時の修繕を確実にを行い、施設設備の長寿命化を図ることが重要となり、管渠については更新時期が集中することが予想されますので、重要度や緊急度、健全度に応じた計画的な更新時期を設定し、着実に更新を行っていきます。

#### ◇ 目標： 下水道施設の計画的な維持管理、更新によるライフサイクルコストの抑制

上記の通り、中長期的な視点に立って、今後の投資を考えていく必要があるため、「王寺町下水

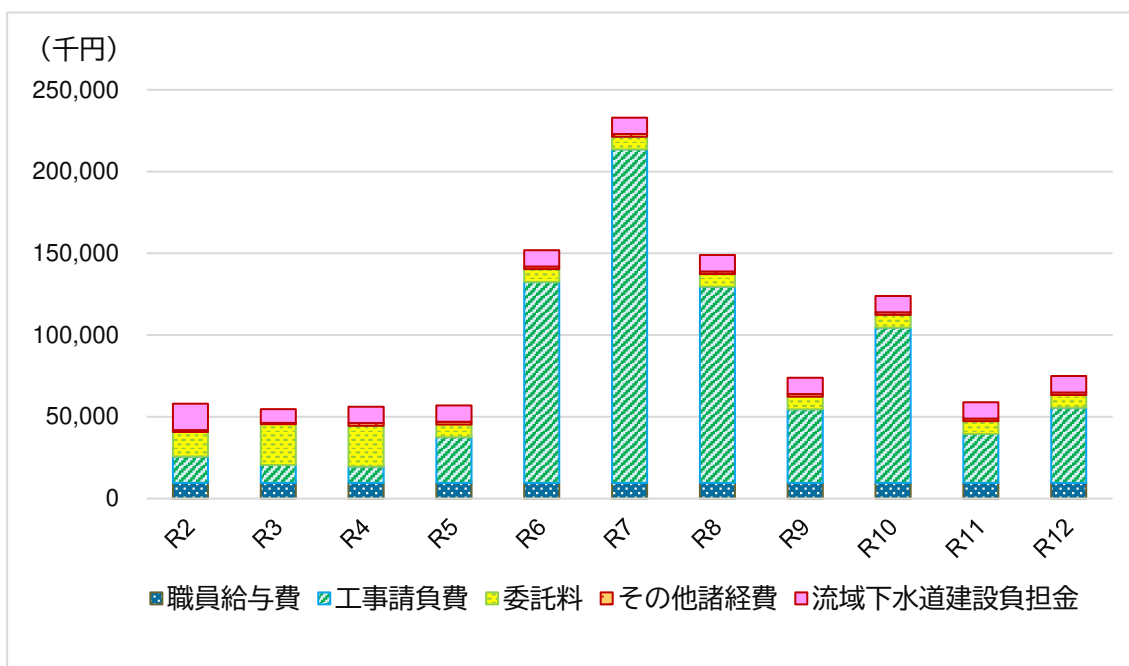
道ストックマネジメント計画」を早期に策定し、この計画に基づく、機械設備や管渠の定期点検や予防保全を実施し、または更新を行うなどして、事業全体のライフサイクルコストの抑制に努めます。

#### ◇ 建設改良費の内訳

建設改良費は、ポンプ場における老朽化した機械設備や、マンホールポンプの更新にかかる費用を想定しています。本経営戦略策定時点において、ストックマネジメント計画が未策定であるため、収支計画に計上した建設改良費は今後、ストックマネジメント計画策定後に見直しを行い、計画的に改修を行っていく予定です。

建設改良費は上記の他に、流域下水道建設負担金も年 1,000 万円程度見込んでいます。計画期間における各年度の建設改良費の内訳は次のとおりです。(図表 4-8)

(図表 4-8) 建設改良費の内訳



## ② 収支計画のうち財源についての説明

### ◇ 財源の考え方

#### (ア) 料金収入

「2.将来の事業環境(3)使用料収入の見通し」のとおりです。

料金の改定については、今後の検討事項とし、本収支計画においては料金据え置きとしています。

(イ)繰入金

以前より一般会計からの繰入金を収入しています。本収支計画では、実質収支均衡となるよう、収支不足額を繰入金によってまかなうこととします。なお、当該繰入金は、総務省による「地方公営企業繰出金について(通知)」が示す繰出基準内の繰入金です。

(ウ)企業債

建設改良費の財源として、建設費に対して 50%程度を起債する計画です。また、元金償還のための資金に充てるため、資本費平準化債を起債します。

その他、法適用に係る委託料、流域下水道建設負担金に対して 100%起債します。

(エ)国庫補助金

国庫補助事業にあたっては、総事業費の一部の補助対象事業費について国庫補助金を受けられるため、補助対象事業費に 2 分の 1 を乗じて計上しています。

◇ 目標 : 住民負担の軽減と健全経営の両立

項 目	目 標	
経常収支比率	100%の維持	
経費回収率	100%の達成	※
企業債残高	現状以下を維持	

本町下水道事業では、事業運営と負債の返済に係る支出を料金収入および基準内繰入金で概ね賄っている状況ですが、今後、更新投資ニーズが増大することも鑑み、法適用後の発生主義会計に基づく適切な料金水準を早期に検討していく必要があります。

※ 経費回収率の向上について

国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」(令和 2 年 7 月 21 日付け国水下企第 34 号)を踏まえ、次のとおり、経費回収率の向上に向けた収支構造の適正化に向けた具体的取組と実施予定時期を示します。

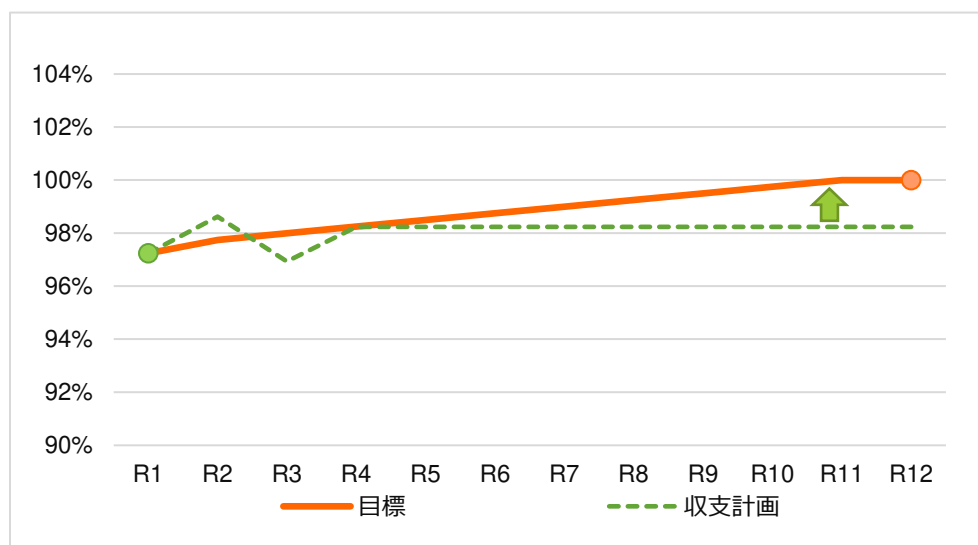
- **実施予定時期** … 令和 3 年度～令和 12 年度
- **具体的取組**

…本町下水道事業の経費回収率は、令和元年度末現在は 100%を下回っていますが、使用料の改定(引き上げ)を実施した平成 27 年度以降、改善の傾向を示しています。引き



続き、接続率のさらなる向上による料金収入の確保と効率的維持管理手法の選択等による汚水処理費の削減に不断に取り組むことと起債の借換えや繰上償還の実施の検討により、経費回収率(令和12年度までに100%の目標達成)の向上を図り、収益構造の適正化に努めます。

(図表 4-9) 経費回収率の向上イメージ



### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(ア) 職員給与費…1人あたり職員給与費×職員数

※ 1人あたり職員給与費は令和3年度予算額から算出した1人あたり職員給与費

(イ) 動力費…汚水処理量1m<sup>3</sup>あたりの動力費×予測汚水処理量

※ 配水量1m<sup>3</sup>あたりの動力費は直近3年間(平成29年度～令和元年度)の実績平均値を算定し、物価上昇率(年0.5%とする)を加味した

(ウ) 委託料…直近5年間(平成27年度～令和元年度)の実績平均値に物価上昇(年0.5%とする)を加味

加えて、地方公営企業法の適用に係る委託料を令和2年度～令和4年度まで見込む

(エ) 流域下水道維持管理負担金…汚水量1m<sup>3</sup>あたりの負担金×予測汚水量

※ 汚水量1m<sup>3</sup>あたりの負担金は、一般排水54円、中間排水86円、特定排水114円(税抜)で一定とする

(オ)その他の経費…直近 5 年間(平成 27 年度～令和元年度)の実績平均値に物価上昇(年 0.5%とする)を加味

(オ)地方債利息

既発行分…償還計画をもとに計上

新規発行分…下水道事業債(償還期間 30 年、据置期間なし、元金均等)

流域下水道債(償還期間 30 年、据置期間なし、元金均等)

資本費平準化債(償還期間 20 年、据置期間なし、元金均等)

公営企業適用債(償還期間 10 年、据置期間なし、元金均等)

※利率は 0.1%とする

### (3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況等

##### (ア)広域化・共同化・最適化に関する事項

本町の下水道は、既に県の流域下水道に接続しており、現時点で更なる共同化等の予定はありません。奈良県の取組を踏まえ、他の自治体の事例も参照しながら、町民にとってより良い下水道事業のかたちを総合的に検討します。

##### (イ)投資の平準化に関する事項

設備の更新時期が重なると資金不足を招く可能性が高まることから、ストックマネジメントを早期に策定し、中長期的視点に立った具体的な計画に即して更新投資を実施していきます。

##### (ウ)民間活力の活用に関する事項(PPP/PFI など)

現時点で、PPP/PFI などの民間活用手法の導入予定はありません。

##### (エ)その他の取り組み

該当事項はありません。

#### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

##### (ア)使用料の見直しに関する事項

本計画期間中における料金改定の実施については、現時点では未定ですが、法適

用後速やかに発生主義に基づく適正な使用料を算定し、町内の状況や社会的要請等を見極めながら適切な料金水準を検討します。

(イ) 資産活用による収入増加の取り組みについて

活用できる資産等の保有はなく、特筆すべき事項はありません。

(ウ) その他の取り組み

該当事項はありません。

### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

(ア) 民間活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)

ポンプ場施設や雨水貯留池、マンホールポンプなど、下水道施設の保守点検の民間委託は実施しているものの、現時点で、包括的民間委託や PPP/PFI などの民間活用手法の導入予定はありません。コストの削減可能性や事業の安定性、危機管理体制の確保等を総合的に勘案し、最も適切な事業の実施手法を検討します。

(イ) 職員給与費に関する事項

これまで施設の軽微な維持修繕等については職員で行うなど、維持管理費の縮減に努めてきたところです。引き続き、業務内容の継続的見直しやさらなる効率性の向上を図り、経営の健全化を目指します。

(ウ) 動力費に関する事項

特筆すべき事項はありません。

(工) 修繕費に関する事項

定期的な点検の実施と予防的修繕の実施など保守管理の実施を徹底します。

(オ) 委託費に関する事項

ストックマネジメントの実施により、施設設備の保全に必要な維持管理や点検業務などを委託する予定ですが、金額が見積もれないため収支計画には計上していません。最小の経費で最大の効果が得られるよう、委託業者の選定など適切に行います。

その他の業務についても、引き続き、民間委託を行うことによる経済性と業務の効率性、さらには技術継承の面などを考慮して、業務委託の範囲を検討していきます。

(カ) その他の取り組み

特筆すべき事項はありません。

## 5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

### (1) 経営戦略の事後検証、更新等に関する方針

経営戦略の事後検証については、PDCA サイクルを活用して毎年度の進捗管理（モニタリング）を実施します。また、計画期間の中間時点において、経営戦略の見直し（ローリング）の実施を行います。なお、ローリングに際しては、国及び県の施策の方向性を捉えるとともに、本町における他の計画との整合性に十分留意します。

### (2) モニタリング及びローリングの具体的手法(PDCA サイクルの活用)

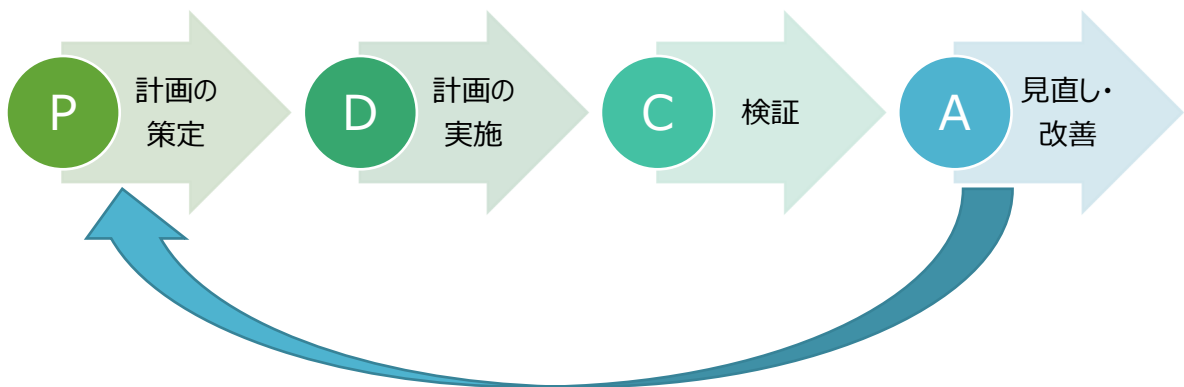
#### モニタリング: 毎年度の評価

- ・決算及び投資・財政計画(収支計画)の実績値を把握し、計画値との乖離度合いを確認します。
- ・計画値と実績値に著しい乖離がある場合は、その原因を分析し、対策を検討します。
- ・経営比較分析表を活用して各指標を確認し、本町下水道事業の現状を正しく把握して将来の政策形成の参考とします。

#### ローリング: 3～5年ごとの見直し

- ・投資・財政計画(収支計画)における実績値の推移を把握し、目標の適正性を検証します。
- ・見直し時点における国、県及び町の各種施策との整合性評価を行います。
- ・投資の実施状況を検証します。
- ・課題の洗い出しを行い、課題に対する改善策等の立案や今後の目標を検討します。
- ・投資財政計画を含む経営戦略の更新を実施します。

(図表 5-1) PDCA サイクル活用イメージ



1. 経営比較分析表(令和元年度決算)
2. 投資・財政計画(収支計画)

# 経営比較分析表（令和元年度決算）

奈良県 王寺町

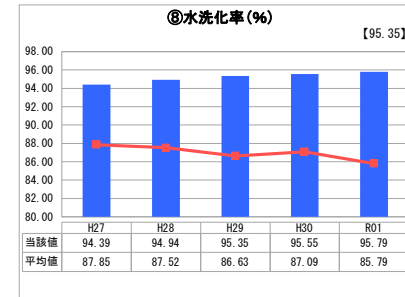
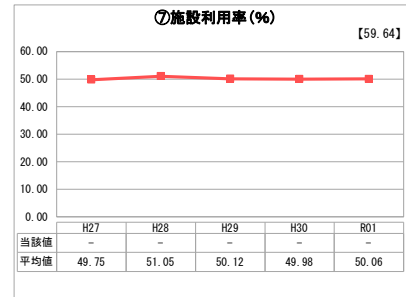
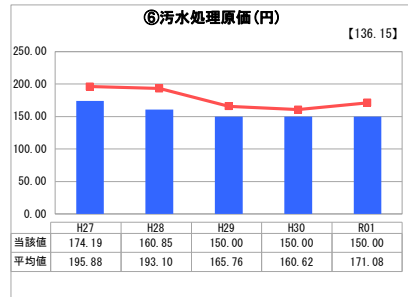
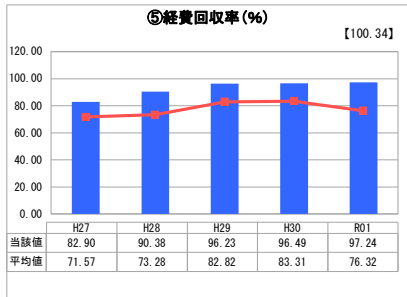
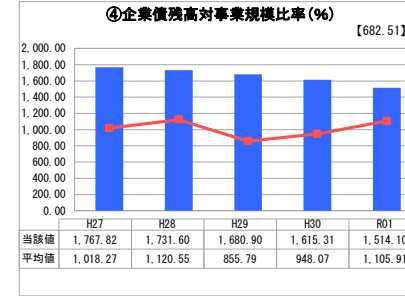
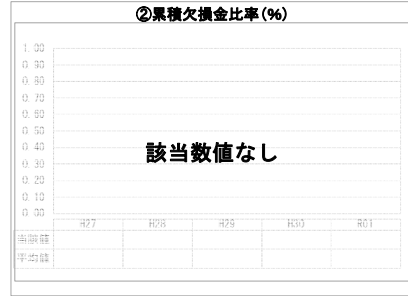
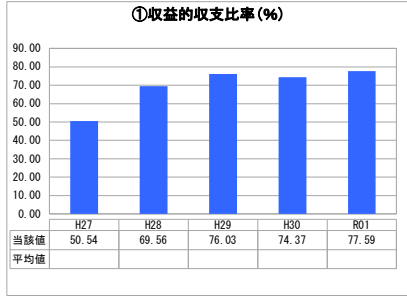
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Ob2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	97.32	86.00	2,860

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
24,196	7.01	3,451.64
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
23,482	3.40	6,906.47

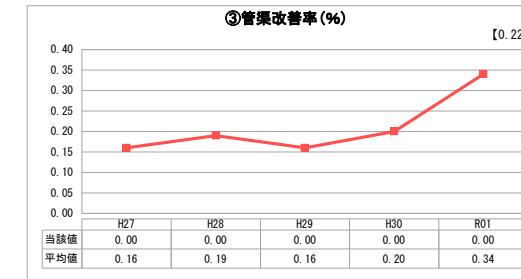
**グラフ凡例**

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和元年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

毎年度の地方債償還金が費用の大部分を占め、①収益的収支比率、⑤経費回収率で100%を下回った状態が続いており、汚水処理費を下水道使用料の収入で賄えていない状態が続いているが、平成27年度に下水道使用料引き上げを行い、下水の接続の勧奨を行った結果、徐々に改善傾向にある。④企業債残高対事業規模比率については、類似団体平均値を上回っているが徐々に改善傾向にある。⑥汚水処理原価については、類似団体平均値より下回っているが横ばい状態である。⑧水洗化率では類似団体平均値と全国平均を上回り上昇傾向となっている。

### 2. 老朽化の状況について

本町の下水道は、平成5年から供用を開始しており、すべての管渠が耐用年数未満であるため③管渠改善率は0%であるが、布設後30年を迎える管渠があり、今後の更新経費が懸念される。

## 全体総括

経営の健全性・効率性については、本町では④企業債残高対事業規模比率を除いて類似団体平均値、全国平均値より高い水準が同等の傾向を示している。経費削減を行いながら事業運営しているものの地方債残高が多く、単年度の地方債元利償還金が嵩むため総費用を下水道使用料で賄えていない状態が続いているため、企業債の借換や繰上げ償還等の検討及び適正料金単価の検討も行っていかねばならない。

また、固定資産については、ストックマネジメントの策定を行い、今後更新時期が到来する資産について優先順位を付け、計画的な更新を行う。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均値を表示していません。



投資・財政計画  
(収支計画)

実質収支	赤字(P)	1,421	5,000	9,990	9,990	9,990	9,990	9,990	9,990	9,990	9,990	9,990	9,990
(N)-(O)	赤字(Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	78	79	77	77	77	78	80	81	84	85	87	93
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)(S)	413,601	417,724	409,806	412,691	408,629	406,618	401,763	399,270	395,335	393,698	388,128	385,615
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)	413,601	417,724	409,806	412,691	408,629	406,618	401,763	399,270	395,335	393,698	388,128	385,615
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高	(W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債残高	(X)	5,979,130	5,693,213	5,389,179	5,082,723	4,755,904	4,467,715	4,216,092	3,915,998	3,577,074	3,257,832	2,918,115	2,583,787

○他会計繰入金 (単位:千円)

区分	年 度												
	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算 見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収益的収支分	260,696	328,497	308,233	303,197	278,786	280,196	275,413	273,269	265,683	264,345	246,121	243,196	
うち基準内繰入金	260,620	328,497	308,233	303,197	278,786	280,196	275,413	273,269	265,683	264,345	246,121	243,196	
うち基準外繰入金	76	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本的収支分	29,620	20,679	39,268	22,577	31,980	31,484	32,265	33,787	35,748	36,986	37,561	38,294	
うち基準内繰入金	29,620	20,679	39,268	22,577	31,980	31,484	32,265	33,787	35,748	36,986	37,561	34,724	
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,570	
合 計	290,316	349,176	347,501	325,774	310,766	311,680	307,678	307,056	301,431	301,331	283,682	281,490	





## 王寺町下水道事業経営戦略

---

---

発行： 令和3年3月

発行者： 王寺町

〒636-8511

奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目1番23号

TEL 0745-73-2001(代表) FAX 0745-32-6447

URL <http://www.town.oji.nara.jp/>

編集： 水道部上下水道課

---

---